

簡易水道事業特別会計予算

平成 2 2 年度恵那市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 2 年度恵那市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 8 1 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 2 2 年 3 月 2 日 提出

恵那市長 可 知 義 明

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		30,483
	1 分 担 金	10,670
	2 負 担 金	19,813
2 使用料及び手数料		384,670
	1 使 用 料	384,270
	2 手 数 料	400
3 国庫支出金		30,660
	1 国庫補助金	30,660
4 県支出金		3,832
	1 県補助金	3,832
5 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
6 繰入金		388,400
	1 一般会計繰入金	381,400
	2 基金繰入金	7,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		754
	1 雑 入	754
9 市 債		42,100
	1 市 債	42,100
歳 入 合 計		881,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(2) 給水装置等整備資金融資にかかる利子補給金	平成 22 年度から 平成 27 年度まで	借入総額に対する利子のうち 10 万円以内の額

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
毛呂窪簡易水道建設事業	42,100	普通貸借 又 は 証券発行	4.8%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。